

## 社会福祉法人未来福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人未来福祉会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給する。

### (役員等の報酬額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が理事会、評議員会への会議や監事監査等に出席したときは、費用弁償として出席1回当たり10,000円を支給する。
- (3) 役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規程の制定・改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 1. 従前の「役員等費用弁償規程」は、平成29年10月23日をもって廃止する。  
2. この規程は、平成29年10月24日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成30年6月21日から施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	報 酬	費用弁償
評議員会への出席	0円	10,000円

(2) 理事

	報 酬	費用弁償
理事会への出席	0円	10,000円

(3) 監事

	報 酬	費用弁償
監事監査等への出席	20,000円	10,000円
理事会、評議員会等会議への出席	0円	10,000円